

2. 入院時の食費と居住費（2026年6月1日以降）

	食費(1日あたり)	居住費(1日あたり)
70歳未満の方	区分ア～エ …………… 1,650 円/日(1食あたり 550 円)	療養病床(当院では4・5・6階病棟)に入院する65歳以上の方を対象 430 円/日 ----- 指定難病患者 老齢福祉年金受給者 境界層該当者 0 円/日
	区分オ ……………810 円/日(1食あたり 270 円)※①	
70歳以上の方	現役並み所得者及び一般 …… 1,650 円/日(1食あたり 550 円)	
	区分Ⅱ …………… 810 円/日(1食あたり 270 円)※①	
	区分Ⅰ …………… 390 円/日(1食あたり 130 円)	

※①入院が過去 12 か月で 90 日を超えた場合については、手続きをすれば1食あたり 190 円となります。

3. 実費徴収するもの

※ご説明させて頂きました「実費徴収のご案内(入院)」を参照ください。

- 【診断書料】 ・ 当院書式の証明書、オムツ使用証明書、病状証明書、各 1,500 円
・ 上記以外の診断書 3,000 円 または 4,500 円

※入院に関する各種証明書は 1 階受付窓口にお申し込み下さい。

また、患者様以外からの依頼は、個人情報保護法により患者様本人の同意書または、承諾書が必要となりますのでご了承ください。なお提出されてから完成まで約 14 日かかります。

4. 「限度額適応・標準負担額減額認定証」について

・「**限度額適応認定・標準負担減額認定証**」は、治療を受けた場合の自己負担限度額を病院に示すものです。病院の窓口へ**マイナ保険証とともに認定証を提示**することにより、1 ヶ月の窓口負担が自己負担限度額以内(自己負担限度額は表面参照)となります。

※加入されている保険の種類によって、証書を取得する際の申請方法などが違いますので、詳しくは相談員(医療ソーシャルワーカー)が説明いたします。

※**マイナ保険証**をご提示される場合は、患者様の同意のもと、オンライン資格確認にて限度額適応認定・標準負担減額認定証を提示する事なく自己負担限度額の確認と適用が可能となります。

5. その他制度について

・高額療養費や身体障害者手帳の医療費助成等についてのご相談は、地域連携情報サービス室(当院 1 階:受付窓口横)にて相談員(医療ソーシャルワーカー)がお伺いいたしますので、お気軽にお申し出下さい。

6. 入院料のお支払い方法について

入院費は**月末締めで翌月の10日に請求書発行**となりますので、**1階受付窓口にお越しください。**

請求日から14日以内にお支払い下さい。 詳細は別紙「入院のご案内」を参照下さい。

※**他の医療機関から転院して来られる皆様へ**:1 ヶ月に複数の医療機関にまたがって入院されている場合、その医療費の合計額が限度額を超えている場合があります。各医療機関から出される請求書を保険者に提出すると、払いすぎている分の払い戻しを受けることができるため、ご確認ください。